

**山口県の若手薬剤師確保・育成の
取組について
(県奨学金返還補助制度の創設)**

令和5年4月25日 山口県薬務課

令和5年度新規事業

◆地域医療を担う若手薬剤師確保・育成事業

○事業全体像

薬剤師確保支援体制を構築

- 薬剤師確保検討チームの設置
- 薬剤師の確保に向けた調査・検討
- 山口県における薬剤師の派遣・斡旋の手法や課題への対応整理

① マッチング・交流を支援

- マッチング・交流プラットフォームの整備
- 相談支援体制（薬剤師就職支援センター）の整備
- 大学のカリキュラムと連携し、薬学生と薬剤師の関係づくりを促進

② 経済面を支援

- 急性期等の病院及びへき地薬局に就職する薬学生の奨学金返還を補助

③ スキルアップを支援

- 県共通の人材育成プログラムの作成・展開（初期研修）
- 在宅や情報連携に関する研修の実施
- 大学と連携した復職希望者への研修の実施検討

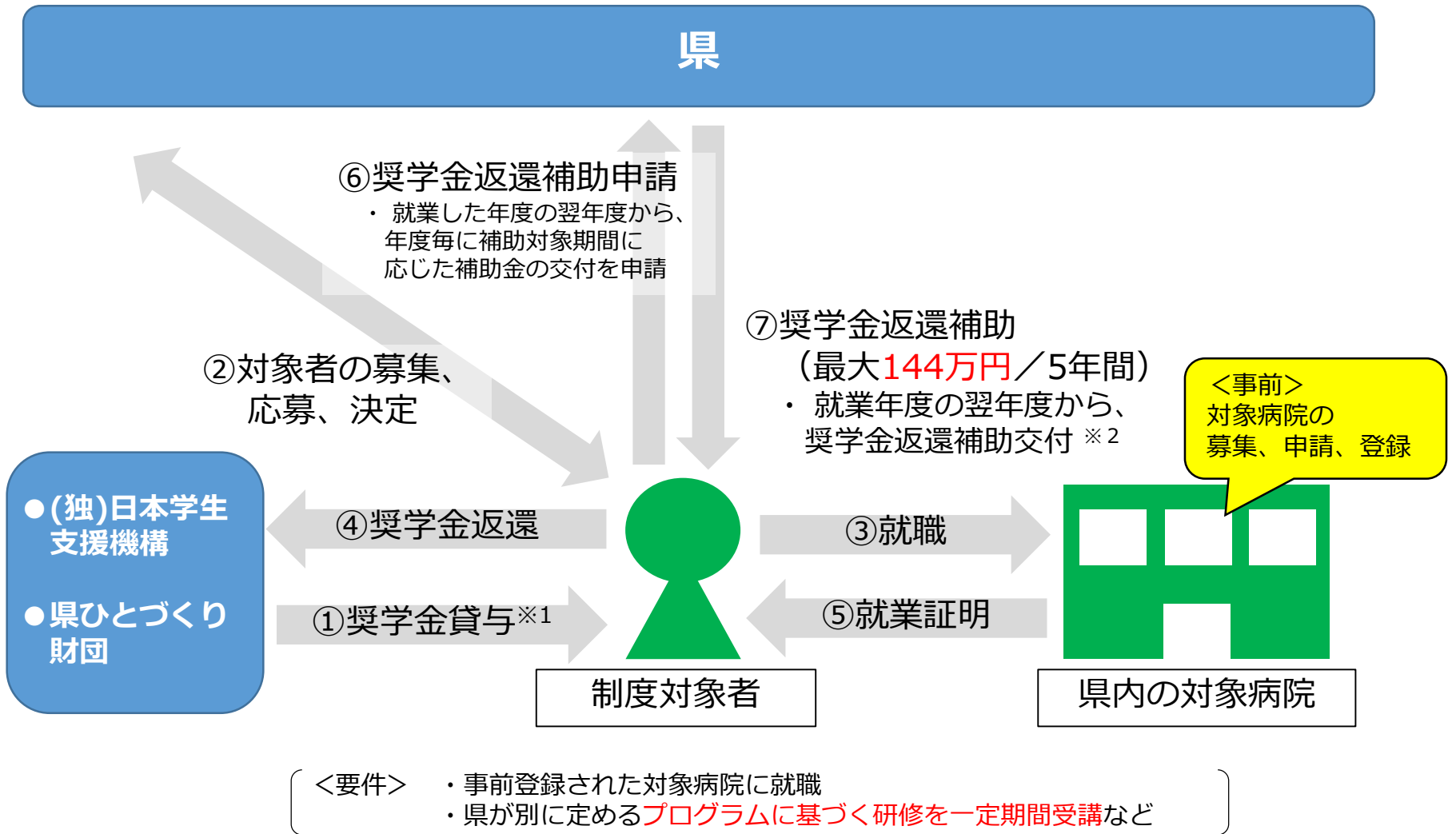


病院向け奨学金返還補助制度概要

| | |
|-------|---|
| 募集対象者 | <p>対象病院に就職を希望する薬学部生5年生及び6年生</p> <p>〔対象施設の主な要件〕</p> <ul style="list-style-type: none">・高度急性期機能病院、急性期機能病院及び医療法第31条に規定する公的医療機関等であること・対象者の研修プログラム受講に同意すること |
| 募集人員 | 病院 5 名 (R6就職予定者)、 5 名 (R7就職予定者) |
| 補助内容 | 最大 144 万円 (補助対象期間5年間) * 最大年額28.8万円 最長5年間 対象施設へ就職した場合、薬学部5～6年生の2年間の奨学金返還分 |
| 対象奨学金 | 日本学生支援機構奨学金、ひとづくり財団奨学金 等 |
| 補助要件 | 県が定める 研修プログラム を3年間受講すること |
| 募集開始 | 令和5年4月以降を予定 |

今後の展開③で作成予定の
研修プログラムを活用

病院向け奨学金返還補助制度スキーム図



※1 薬学部5～6年生の2年間に受けた奨学金貸与相当分が補助対象

※2 5年間(60ヶ月間)就業により、対象となる奨学金の返還額が全て交付

対象病院

- ① 高度急性期機能、急性期機能と区分された病床を有する病院
- ② 医療法第31条に規定する公的医療機関
- ③ 独立行政法人国立病院機構が開設した病院
- ④ 独立行政法人労働者健康福祉機構が開設した病院
- ⑤ 独立行政法人地域医療機能推進機構が開設した病院
- ⑥ 国立大学法人が開設した病院
- ⑦ 医療法第4条第1項に規定する地域医療支援病院

| | |
|---|--|
| ① | ※具体的な病院名は省略 |
| ② | 〔日赤〕 山口赤十字病院、小野田赤十字病院 〔済生会〕 山口総合病院、湯田温泉病院、下関総合病院、豊浦病院 〔J A〕 周東総合病院、小郡第一総合病院、長門総合病院 〔市町〕 錦中央病院、美和病院、大島病院、東和病院、大和総合病院、光総合病院、 新南陽市民病院、山陽小野田市民病院、美祢市立病院、美東病院、 下関市立市民病院、豊田中央病院、萩市民病院 〔山口県立病院機構〕 県立総合医療センター、県立こころの医療センター |
| ③ | 〔国立病院機構〕 岩国医療センター、柳井医療センター、山口宇部医療センター、 関門医療センター |
| ④ | 〔労働者健康安全機構〕 山口労災病院 |
| ⑤ | 〔地域医療機能推進機構〕 徳山中央病院、下関医療センター |
| ⑥ | 〔国立大学法人〕 山口大学医学部附属病院 |
| ⑦ | 〔医療法第4条第1項に規定する地域医療支援病院〕 岩国市医療センター医師会病院、オープンシステム徳山医師会病院、宇部興産中央病院 * 以下、再掲 (岩国医療センター、周東総合病院、徳山中央病院、県立総合医療センター、済生会山口総合病院、山口赤十字病院、山口労災病院、下関医療センター、関門医療センター、済生会下関総合病院、下関市立市民病院) |

対象病院の要件

要件

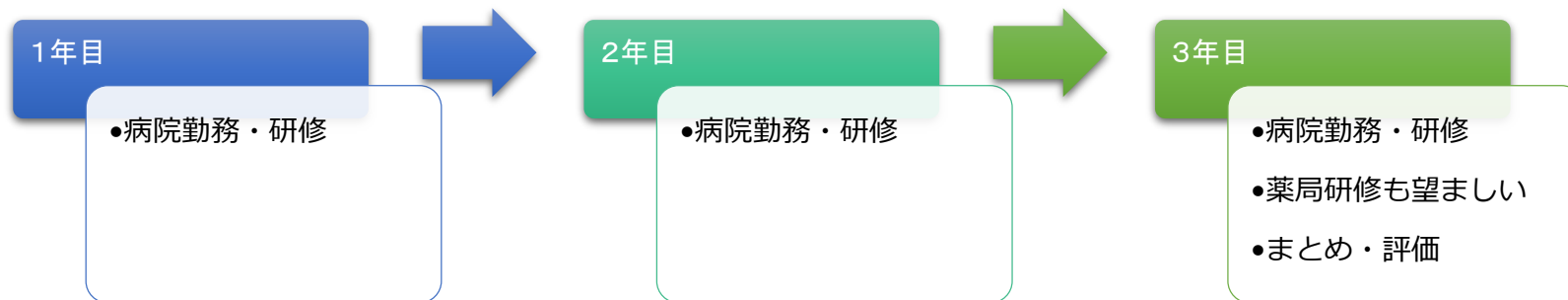
| | |
|-----|--|
| (1) | <p>対象施設の開設者は、以下のすべてを満たす者であること。ただし、国、県、市町その他これらに準ずるものについては、適用しない。</p> <ul style="list-style-type: none">ア 雇用保険適用事業所の事業者であること。イ 労働保険料を滞納している事業者でないこと。ウ 過去1年間に労働関係法令違反を行っていない事業者であること。エ 山口県税の全税目について滞納がないこと。 |
| (2) | <p>次のいずれかに該当する者が事業者に含まれていないこと。</p> <ul style="list-style-type: none">ア 暴力団イ 暴力団員であると認められる者ウ 代表者又は役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者 |
| (3) | <p>対象者に、県が策定する、又は認めるプログラムに基づく研修を受講させること。</p> |
| (4) | <p>この事業を通して得た個人情報については、責任をもって適正に管理し、当事業の目的以外には一切使用しないこと。</p> |

研修プログラムのイメージ（R5年度作成予定）

<プログラムの基本的な考え方>

- 1 勤務・研修期間は3年とする。
- 2 病院の研修は、国の定める卒後研修ガイドラインを参考に、調剤業務等を含め複数の業務に関するものとする。
- 3 本人の研修目的に応じて診療所、福祉の関係機関、市町・保健所などの行政機関が行う事業などに参加する。
- 4 地域の薬局と連携し、地域包括ケアシステムの構築に向けて必要な薬局薬剤師の調剤や在宅等の一連の業務を研修として組み込むことが望ましい。

【勤務プログラム例】



○病院薬剤師用務例

調剤業務 製剤業務 注射調剤業務 注射薬混合調製業務 外来化学療法室 救命救急業務 医薬品情報業務 治験業務
チーム医療 病棟薬剤業務 疑義照会とプレアボイド 薬剤師外来 専門薬剤師

○薬局薬剤師用務例

処方せんに基づいた薬の調剤 服薬指導、薬についての相談対応 在宅業務 医療機関、施設と連携 OTC医薬品などの販売
健康に関する相談対応

※ それぞれの診療科目ごとに様々な対応あり

対象者及び対象病院の手続き

● 令和6年度に就業する場合（薬学部6年生）

| | 令和5年度(6年生) | | 令和6年度 | | 令和7～11年度(毎年) ※令和11年度は実績報告・請求のみ | | |
|------|----------------|---------------|--------|----------|-----------------------------------|----------------|----------|
| | 4月以降 | 6～9月頃 | | ～7月 | 8月 | 4月 | 5月 |
| 県 | ①対象施設募集 ③登録 | ④対象者募集 ⑥決定 | | | ①交付決定 | | ⑭支払・交付決定 |
| 対象者 | | ⑤認定申請 通知 | ⑧内定先連絡 | ⑩交付申請 | 通知 | ⑬交付申請・実績報告・請求※ | 通知 |
| 対象病院 | ②申込 通知 | | ⑦内定 | ⑨在職証明書発行 | | ⑫在職証明書発行 | |
| | 認定期間 | | | 交付対象期間 | | | |

● **認定期間**・・・対象者の認定を受けてから就職するまでの間。

現在の6年生の場合、最長で令和7年6月まで。

● **交付対象期間**・・・就職後、交付対象となる期間で最長5年間。

ただし、産休・育休等で奨学金返還が猶予された場合は、延長可能

対象施設の登録申込の手続きについて

● 提出書類

- ・ 対象施設申込書（交付要綱様式第1号）
- ・ 誓約書（交付要領様式第1号）

※山口県薬務課ホームページからダウンロードできます。



山口県ホームページ

● 提出方法

電子メール、FAX又は郵送

● お問い合わせ・書類提出先

〒753-8501 山口市滝町1-1

山口県健康福祉部薬務課薬事班

Tel 083-933-3020 Fax 083-933-3029

メール a15400@pref.yamaguchi.lg.jp

Q & A

Q 毎年度、登録申込をする必要がありますか。

- 一度、対象施設の登録を受けた場合、再度申し込む必要はありません。
- ただし、登録事項の変更や登録を辞退される場合は、速やかに県に届出をお願いします。

Q 登録した場合、必ず採用募集をしなければならないのでしょうか。

- 対象施設に登録した場合であっても、必ずしも当該年度に募集を行う必要はありません。
- 対象者から問い合わせがあったとき、募集状況を伝えてください。

Q 登録はいつまでに申し込めば良いですか？

- 随時申込は可能です。

Q 県外にある事業者も対象施設になることはできますか？

- 法人所在地が県外にあっても、県内で病院や薬局を開設していれば対象施設になることができます。

Q 採用が内定後の薬学生に、本事業の申請を提出させても良いのでしょうか？

- 提出は可能です。学年ごとに募集時期がありますので、注意して提出させてください。
なお、募集人数より申請者数が多い場合は抽選となりますので、ご注意ください。

Q & A

Q 対象者の就業後、何か事業者が行わなければならないことはありますか？

- 対象者に対して、就業後、毎年在職証明書を発行願います。
- また、対象企業の登録内容の変更等がありましたら、ご連絡ください。

Q 採用した対象者を県外勤務とした場合、補助金は交付されますか？

- 県外勤務となった場合は、対象者の補助金の交付は打ち切りになります。

Q 対象病院での雇用形態はパートや嘱託職員でも対象になりますか？

- 対象になりません。正規職員のみが対象となります。ただし、特殊な雇用形態の場合は、個別に御相談ください。

Q 申込書等に押印は必要ですか？

- 押印は不要です。

Q 既に自院に研修プログラムがあるのですが、県で策定するプログラムを実施する必要がありますか？

- プログラムについては、県が策定するプログラムと同等の内容と県が認めた場合、自院の研修プログラムを使用して構いません。